

郵便による転出手続きについて

郵便による転出手続きをする人は、郵便にて次のものをご送付ください。

後日、「転出証明書」または「転出に準ずる証明書」を返送します。

■送付するもの

(1) 郵便による転出届出書<この用紙>

(2) 本人確認書類の写し

<運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポートなどのコピー>

※上記の写真付き本人確認書類をお持ちでない方は、下記の書類2点以上のコピー

<各種健康保険証(資格確認証)、年金手帳(基礎年金番号通知書)など>

※通知カードは本人確認書類にはなりません。

※マイナンバーカード(個人番号カード)の写しを添付される方は表面のみコピーしてください。

(3) 返信用封筒(返送先の住所、請求者の氏名を記入し、切手を貼ったもの)

※返送先は、請求者の新住所または旧住所に限ります。

■送付先 〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1
大阪狭山市役所 市民窓口グループ 宛

郵便による転出届出書

請求者	住所			
	氏名			
	連絡先	-	-	※日中(9:00~17:30)の連絡先

新しいご住所に住み始めた日	令和 年 月 日	2019年4月30日までに新しい住所に住み始めた場合は、「令和」を二重線で消して「平成」と記入してください。
新しい住所	(〒)	
新しい世帯主		
今までの住所	大阪狭山市	
今までの世帯主		

	フリガナ		生年月日	性別	世帯主との続柄
	氏	名			
転出される方	1		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女	
	2		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女	
	3		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女	
	4		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女	
	5		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女	